

環境省・オフセット・クレジット認証運営委員会  
(事務局:気候変動対策認証センター)御中

平成 23 年 3 月 15 日

## オフセット・クレジット(J-VER)プロジェクト登録依頼書

オフセット・クレジット(J-VER)制度における妥当性確認が終了しましたので、プロジェクト登録を依頼します。

プロジェクト名 <sup>1</sup>			
岐阜県中津川市 加子母森林組合による間伐事業を用いた温室効果ガス吸収プロジェクト ～「美林萬世之不滅」の循環型山づくり			
【依頼者】 プロジェクト代表事業者			
事業者名(フリガナ)	加子母森林組合 (カシモシンリンクミアイ)		
住所	岐阜県中津川市加子母4872番地の5		
代表者氏名	内木篤志	代表者役職	代表理事組合長
担当者氏名	日下部信康	担当者 所属部署・役職	総務部 事務参事
担当者 E-mail	info@fa-kashimo.jp	担当者電話番号	0573-79-3333
プロジェクト事業者・プロジェクト参加者			
プロジェクト事業者名	加子母森林組合 (カシモシンリンクミアイ)		
プロジェクト参加者名			
オフセット・クレジット(J-VER)取得予定者			
事業者名(フリガナ)	加子母森林組合 (カシモシンリンクミアイ)		
	以下のうち当てはまる項目に☑ <input checked="" type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト代表事業者である。 <input type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト事業者である。 <input type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト参加者である。		
妥当性確認機関			
妥当性確認機関名	SGSジャパン株式会社		

<sup>1</sup> プロジェクト名は、抽象的な表現を避け、「〇〇県△△事業者による□□（排出削減技術）を用いた温室効果ガス排出削減事業」のように、先にプロジェクト実施場所やプロジェクト事業者名を入れる等により、第三者に事業内容が伝わりやすいものとしてください。但し、事業の愛称やキャッチコピーをサブタイトルとしてつけていただくことは可能です。

プロジェクト情報																															
プロジェクト概要 <sup>2</sup>	<p>（具体的な内容を簡潔に記載すること。）</p> <p><b>【プロジェクトの目的・内容】</b></p> <p><b>【目的】</b> 加子母森林組合では組合員からの長期受委託契約により、間伐事業費を中心に施業の委託を受けている。また、このうち 4,672ha についてはSGECの森林認証を取得しており、生物多様性や環境に配慮しながら施業を行なっている。 このようななか、立木の密度を適正に保つよう間伐を行うことで、木材による温室効果ガスの吸収量が効率的で、より多くなることを目的に間伐事業を行なう。</p> <p><b>【内容】</b> 30%以上の間伐率で間伐し、間伐した木材は極力搬出し利用することで、せっかく固定したCO<sub>2</sub>を再放出しないよう努力する。</p> <p><b>【適格性基準との整合性】</b></p> <p>プロジェクト実施地は岐阜県により第12次木曾川地域森林計画が策定されており、森林法第5条に定める森林である。 この計画書は森林施業計画「加子母全団地」及び「中津川市有林加子母団地」で申請している。また当該プロジェクト実施地が当該森林施業計画内に収まっていることを地番・林小班で確認した。 当該プロジェクト対象地は、プロジェクト参加者が所有又は管理する土地以外の土地も含め、当該森林施業計画内において、クレジット発行対象期間内に土地転用が計画されておらず、間伐対象地以外の土地で主伐が計画されている場合は当該主伐後に適切な更新がなされること、モニタリング・検証に当たって当該森林施業計画全体の伐採届け・造林届けを提出することなどの条件を満たしているため、当該森林施業計画の中から間伐対象地のみを抽出した。 間伐は定性間伐とし、間伐率は30%以上とする。また、主伐後の更新については、中津川市森林整備計画により適切に植林することとされている。又、間伐事業は中津川市が森林整備計画で定義する間伐である。 中津川市により森林施業計画の認定を受けており、長期の方針も水土保持林は「間伐を中心に施業を行い、原則として皆伐は行なわない。」としている。資源循環利用林については「原則として大面積の皆伐は行なわず、長伐期循環施業として間伐・択伐により同種又は異種の複層林又は針広混交林へ誘導する。」としており、長期にわたる計画としている。</p> <p><b>【法令遵守状況】</b></p> <p>森林・林業基本法、森林法を遵守し、森林所有者としての責務に立脚しながら森林施業計画により間伐を推進している。</p> <p><b>【採用技術】</b></p> <p>プロジェクトで使用する設備・機器等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名</th> <th>メーカー名</th> <th>耐用年数</th> <th>導入時期</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ポケットコンパス</td> <td>牛方商会</td> <td>10年程度</td> <td>2002年4月</td> <td>面積測量機</td> </tr> <tr> <td>バーテックス</td> <td>パグロフ社</td> <td>10年程度</td> <td>2006年4月</td> <td>樹高測定器</td> </tr> <tr> <td>輪尺(キャリパー)</td> <td>ハスクバーナー</td> <td>10年程度</td> <td>2010年9月</td> <td>胸高直径測定器</td> </tr> <tr> <td>GPS測量器</td> <td>Juniper systems</td> <td>10年程度</td> <td>2009年9月</td> <td>面積測量機</td> </tr> <tr> <td>トゥルーパルス</td> <td>GiSupply</td> <td>10年程度</td> <td>2009年9月</td> <td>樹高測定器</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>【モニタリング方法】</b></p> <p>モニタリングに当たっては、モニタリングガイドラインに準拠して実施する。 モニタリングプロットの設定に際しては、類似する地形で1つ1つのエリア(グループ)を設定し、プロ</p>	機器名	メーカー名	耐用年数	導入時期	備考	ポケットコンパス	牛方商会	10年程度	2002年4月	面積測量機	バーテックス	パグロフ社	10年程度	2006年4月	樹高測定器	輪尺(キャリパー)	ハスクバーナー	10年程度	2010年9月	胸高直径測定器	GPS測量器	Juniper systems	10年程度	2009年9月	面積測量機	トゥルーパルス	GiSupply	10年程度	2009年9月	樹高測定器
	機器名	メーカー名	耐用年数	導入時期	備考																										
ポケットコンパス	牛方商会	10年程度	2002年4月	面積測量機																											
バーテックス	パグロフ社	10年程度	2006年4月	樹高測定器																											
輪尺(キャリパー)	ハスクバーナー	10年程度	2010年9月	胸高直径測定器																											
GPS測量器	Juniper systems	10年程度	2009年9月	面積測量機																											
トゥルーパルス	GiSupply	10年程度	2009年9月	樹高測定器																											

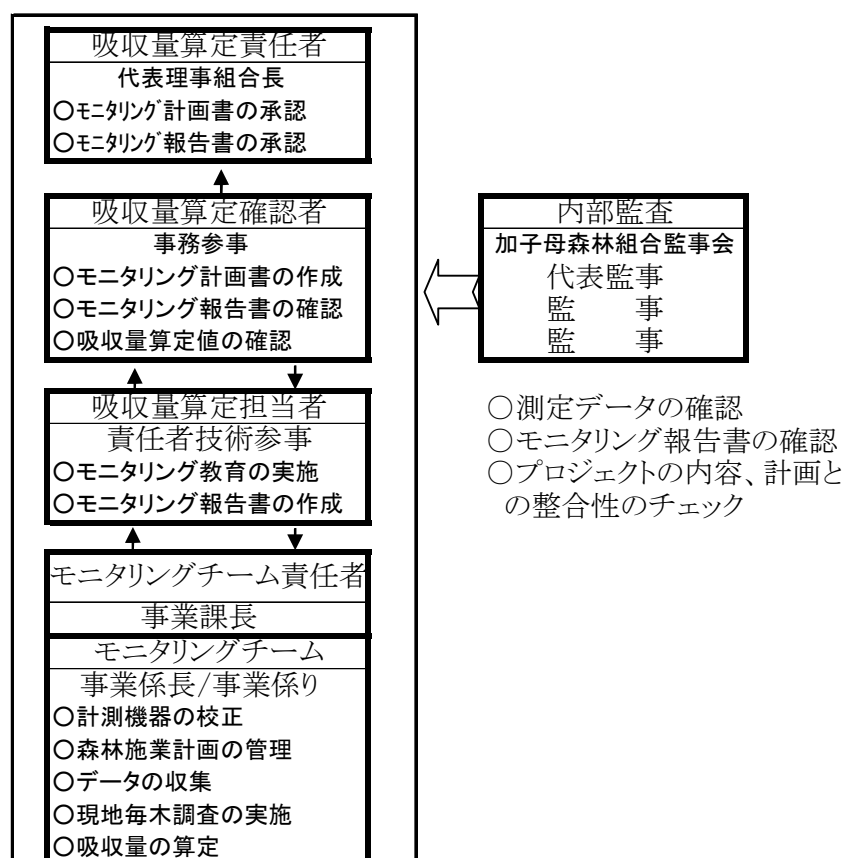
<sup>2</sup> プロジェクト概要は、プロジェクトの目的・内容の他、適格性基準との整合性・法令遵守状況・採用技術・モニタリング方法・GHG算定式の方法論への準拠性・モニタリング体制・QA/QC体制等に関することを2ページ以内で具体的に記述してください。

プロジェクト対象面積が30ha 毎、かつ樹種毎に1箇所から2箇所、標準的な成長の箇所を選定することを基本とする。

**【GHG 算定式の方法論への準拠性】**

オフセット・クレジット(J-VER)制度モニタリング方法ガイドラインにすべて準拠して行い、モニタリング方法ガイドラインのモニタリングパターンを選択する場合、活動量は実測、拡大係数は「京都議定書3条3及び4の下でのLULUCF活動の補足情報に関する報告書」による。また、計画段階での収穫予想表は「岐阜県人工林 林分収穫表」による。

**【モニタリング体制】**



**【QA / QC 体制】**

- ・「J-VER」モニタリング方法ガイドラインに基づいた手順書を作成し、これを基にモニタリング責任者を中心に勉強会と教育訓練を行ない、全員共通の認識で作業を進める。
- ・情報の保管は紙ベースのものは組合の書庫に保管し、電子データについてはデータ専用ドライブに保存するとともに外部メモリや MO,CD-R 等にもバックアップを取るものとする。
- ・収集データ、モニタリング報告書等各種報告資料、教育訓練記録、内部監査記録を平成35年3月まで保管する。
- ・毎木調査などの現地でのデータ採取は復唱等により誤記の無いよう徹底する。
- ・採取したデータの入力後は野帳との読み合わせを行い入力ミスを排除する。
- ・それぞれの段階で責任者がチェックを行い、誤算等の危険性を低減する。
- ・内部監査には組合の監事があたる。

プロジェクト実施場所		(プロジェクト実施場所が複数ある場合は、全ての住所を表形式等で記述する。) 岐阜県中津川市加子母 (字 以下の表)					
		小郷東	杉ヶ平	アワラ	中筋	起し	
		上下島	下木戸	池ノ上	牧	大沼	
		池ノ森	森の外	小郷西	小和知野	起垣戸	
		小和知西	鎌井野	野尻	生場	小和知東	
		山下	二渡東	正外野	高屋	平田	
		吉本	二渡西	郡上島	向畑	向	
		井上	田之頭	牧戸	起野	万才池	
		烏洞	平垣戸	宮下脇	川向	宮下	
		渡合	上平	尾城	福崎	西桑原	
		南桑原	北桑原	桑原	長島	村上	
		神田	須母田	東桑原	西万賀	八幡	
		岩田	東万賀	猪ノ谷	坂本	広野	
		外谷	小瀬	飯島	角領西	中山	
		薙野	西の上	板ノ木	角領東	尾山	
野中	下吉本	吉金					
<small>&lt;方法論 R001・R003 のみ&gt;</small> プロジェクト対象面積		1280.70ha					
プロジェクト期間		2007年4月1日～2013年3月31日 (6年0ヶ月)					
クレジット期間		2008年4月1日～2013年3月31日					
プロジェクト計画開始届提出日		2010年12月22日					
妥当性確認終了日		2011年3月12日					
想	年度	2008	2009	2010	2011	2012	合計

定削減・吸収量	t-CO <sub>2</sub> <sup>3</sup>	3,345	5,249	7,189	7,672	8,221	31,678
適用モニタリング方法ガイドライン	<u>オフセット・クレジット(J-VER)制度モニタリング方法ガイドライン</u> ( <u>森林管理プロジェクト用</u> ) ver.1.9						
適用方法論	方法論番号	<u>JRAM 001 ver. 4. 0</u>					
	方法論名称	森林経営活動による CO2吸収量の増大(間伐促進型プロジェクト)					
ダブルカウントの防止措置							
ダブルカウントの防止の措置を講ずる事業者	(プロジェクト代表事業者と同一の場合は記入不要)						印

<sup>3</sup> 小数点以下は切り捨てとし、トン単位で記載してください。よって、小数点処理のため、表記上では単年度の削減量・吸収量の合計と、各年度合計量が異なることもあり得ます。

ダブルカウ ントの防止措 置 内容	<p>以下、該当する場合は、□に✓を入れ、必要に応じて詳細を記入してください。 (オフセット・クレジット(J-VER)制度実施規則 1.4「クレジットの二重使用」参照)</p> <p><b>【①類似制度に基づく二重認証に関するダブルカウントの防止措置】</b></p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 類似制度へ申請しておらず、当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する温室効果ガス削減・吸収という環境に関わる付加価値(以下、「環境価値」という。)の認証を取得しません。</p> <p><input type="checkbox"/> 以下の類似制度(電力における RPS 法を含む)に申請しています</p> <p style="margin-left: 40px;">類似制度名: _____</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しておらず、今後も取得しません。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しているため、その分を控除いたします。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得していますが、以下の理由によりダブルカウントが生じていないことを証明します。</p> <p style="margin-left: 40px;">理由: _____</p> <p><b>【②第三者に環境価値を移転する際のダブルカウントの防止措置】</b></p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにより生み出されたエネルギー等(電気、バイオガス等)を第三者に売却する際に、その売却先に対して、環境に関わる付加価値はクレジット化されており、当該エネルギー等の価値には付随していないこと、及び、当該エネルギー等の価値の帰属先と、環境に関わる付加価値の帰属先が異なることを明示する「説明文書」を作成して、売却先に示します。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 森林管理プロジェクトの場合、当該プロジェクトの対象となった森林を第三者に譲渡する際に、その譲渡先に対して、環境価値はクレジット化されており、当該森林には付随していないこと、及び、当該森林の所有権の帰属先と、環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成して譲渡先に示します。あわせて、当該森林の譲渡の際には、オフセット・クレジット(J-VER)制度利用約款森林管理プロジェクト特約の内容にも十分に留意します。</p> <p>※第三者が、当該プロジェクトから生じる環境に関わる付加価値がオフセットクレジット(J-VER)として使用されていることを知らずに、当該付加価値を二重に主張することを防ぐ必要があるため、妥当性確認時において、これらの防止措置が講じられる体制にあること(上記の「説明文書」の作成等)を確認する必要がある。</p>
----------------------------	--

**【③自主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止措置】**

- 以下の自主的な報告・公表媒体において、当該プロジェクトの内容、当該クレジットの発行量及び当該クレジット発行量のうち当事業者が無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）を明記します。

あわせて、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジット量については、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

- ホームページ

ホームページ URL: http://wwwfa-kashimo.jp

- 出版物（環境報告書/定期刊行物）

- その他 具体的に: \_\_\_\_\_

- 現在は、自主的な報告・公表を実施していないが、今後実施するにあたっては、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジットについては、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

**【④公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止措置】**

- 公的な報告・公表制度には参加していません。

- 以下の公的な報告・公表制度に参加しています

- 地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度の対象者である。
- 地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画（区域施策）の策定義務対象者（都道府県）である。
- 「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」参加事業者である。
- 地方公共団体が実施する以下の制度の対象事業者である。

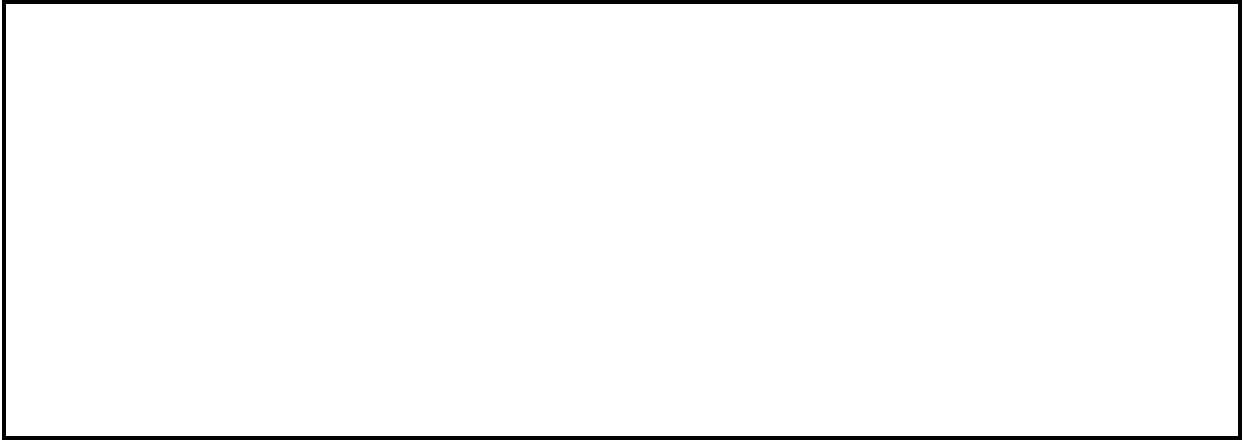
制度名: \_\_\_\_\_

- その他

具体的に: \_\_\_\_\_

- 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量については排出量とみなし報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。
- 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、当該報告・公表制度の報告様式における適切な備考欄に記載します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。
- ・ 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、自主的な報告・公表値において報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

備考欄



以上